

岩手県農政審議会農地部会 次 第

日時 令和3年2月12日(金)

14:30～15:30

場所 岩手県産業会館4号会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 部会長及び副部会長の選任について

(2) 岩手県農業振興地域整備基本方針の変更について

3 報告事項

(1) いわて農業農村整備の展開方向(2019～2022)の取組状況と
国の新たな土地改良長期計画について

(2) 農業用ため池に係る防災・減災対策について

4 その他

5 閉 会

岩手県農政審議会農地部会 出席者名簿

【部会委員】

(五十音順 敬称略)

氏名	役職名	摘要
小田島 峰 雄	岩手県土地改良事業団体連合会会長	
黒 田 大 介	岩手日報社論説委員会委員	
菅 原 紋 子	岩手県農業法人協会岩手アグリ新世会会長	
鈴 木 重 男	葛巻町長	
竹 本 太 郎	株式会社日本政策金融公庫盛岡支店 盛岡支店長兼農林水産事業統轄	
福 士 好 子	岩手県農業農村指導士協会副会長	

【県出席者】

氏名	役職名	摘要
伊 藤 啓 治	技監兼農村整備担当技監	
工 藤 直 樹	参事兼農村計画課総括課長	
茂 田 剛	農村計画課企画調査課長	
千 葉 和 彦	農村建設課総括課長	
藤 村 幸 喜	農村建設課技術主幹兼水利整備・管理担当 課長	
三 角 正 裕	農業振興課技術主幹兼農地・交流担当課長	

「岩手県農業振興地域整備基本方針」の変更について

1 趣 旨

- (1) 「岩手県農業振興地域整備計画基本方針」(以下「県方針」という。)は、「農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58条、以下「農振法」という。)」に基づき定められた、国の「農用地の確保等に関する基本指針」に基づき、本県の農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画(市町村策定)の策定に関する方針を定めています(別添1)。

※ 「農振法」は、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることで、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として制定されています。

- (2) 令和2年12月8日、国の「農用地の確保等に関する基本指針」の変更に伴い、別添2のとおり県基本方針の変更(案)を作成しましたので、農振法施行令第一条の規定により、意見聴取をお願いするものです。
- (3) 今後、市町村からの意見聴取等を行い、令和3年6月を目途に、県方針を変更・公表する予定です。

2 県方針の主な変更内容について(別添2：骨子(案))

- (1) 確保すべき農用地等の面積の目標(目標年：令和12年)

国が定める設定基準に基づき、「農用地区域からの除外や荒廃農地の発生」のすう勢、「農用地区域への編入、荒廃農地の発生抑制・再生」の施策効果により算定。

	基準年(令和元年)	目標年(令和12年)	増減
県の面積目標	149,458ha	148,700ha	△758ha(△0.5%)
(参考)国の面積目標	400.2万ha	397万ha	△3.2万ha(△0.8%)

- (2) 農業振興地域指定予定地域の規模

各市町村ごとに、大規模な山林、市街化区域及び用途地域を除く地域を指定し、農業振興地域面積等を記載。

- (3) 農業振興地域における基本的な事項

新たな「いわて県民計画」など各種計画の内容との整合・調整し、農用地に関する農業推進施策を記載。

(農業生産基盤整備、営農類型・農業経営の規模、農業の担い手育成等に関する事項)

3 県方針の変更スケジュール(案)について

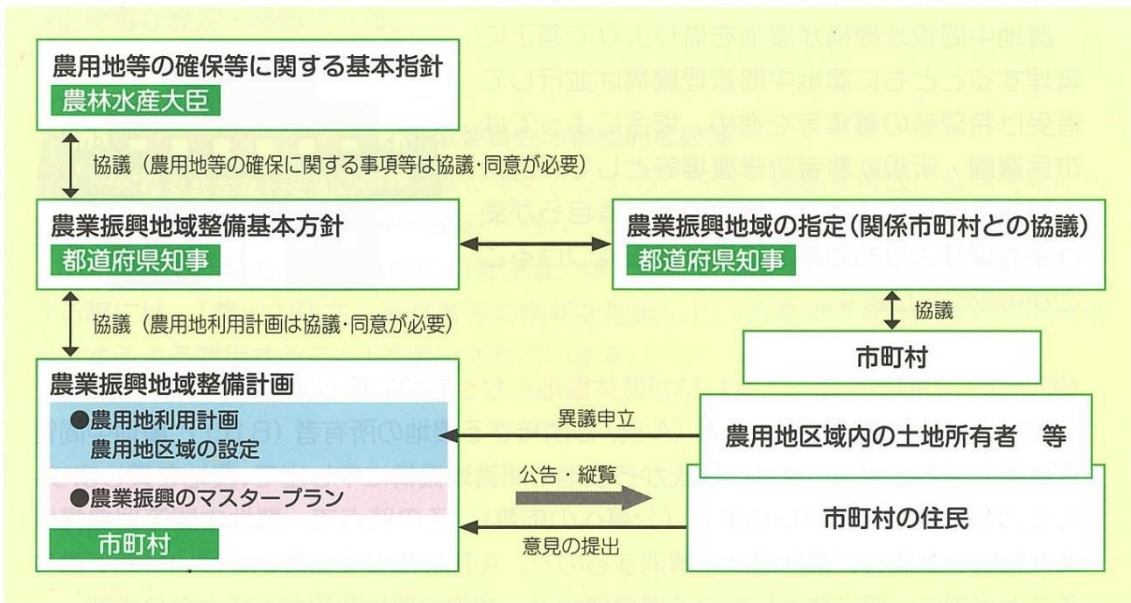
項目	予定時期
基本方針変更案作成(国との事前調整含む)	12月下旬～2月中旬
学識経験者意見聴取(農政審議会農地部会に附議)(法定)	2月12日
県関係課照会	3月上旬
市町村意見聴取(法定)	3月上旬
学識経験者意見聴取(農政審議会農地部会に附議)	5月中旬
農林水産大臣本協議・同意(面積目標、指定予定地域)(法定)	6月上旬～6月下旬
基本方針変更・公表	6月下旬

基本指針、基本方針、整備計画の関係等について

農業振興地域制度は、

- ①農林水産大臣は、確保すべき農用地等の面積目標等の「農用地等の確保等に関する基本指針」を定めます。
- ②都道府県知事は、基本指針に即して「農業振興地域整備基本方針」を定めるとともに、総合的に農業の振興を図る地域として、「農業振興地域」を指定します。
- ③市町村は、指定された農業振興地域において、農業の振興に関する計画（マスタープラン）と併せて、将来的に農用地等として利用を図るべき土地の区域（農用地区域）として指定（農用地利用計画）します。

なお、農業振興地域制度による「農業上の土地利用ゾーニング」と農地転用規制による「個別の転用規制」によって優良農地を確保する仕組みとなっています。



農業振興地域の指定は、都道府県知事が、農業振興地域整備基本方針に基づき、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して、一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域について指定します。



農用地等の確保等に関する基本指針 (国) (R2. 12)

【農用地等の確保等に関する基本的考え方】

農業を振興すべき地域の指定と当該地域の農業的整備のための施策の計画的推進を図り、農業の健全な発展と国土資源の合理的利用に寄与することを目的とする。

第1 農用地等の確保等に関する基本的な方向

(1) 確保すべき農用地等の面積の目標

(農用地区域内農地)

現状(令和元年) : 400.2 万 ha 目標(令和12年) : 397 万 ha

(2) 農業振興地域制度の適切な運用

(3) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

- ① 農地の保全・有効利用(農地集積・集約化、荒廃農地の発生防止)
- ② 農業生産基盤の整備
- ③ 非農業的土地需要への対応

第2 都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定

① 目標年及び基準年

・ 目標年は令和12年、基準年は令和元年とする。

② 目標値の算定基準

以下のすう勢及び農用地区域からの農地の除外や施策効果を勘案し設定する。(すう勢はH27~R1)

- ア 農地転用による農用地区域からの除外のすう勢
- イ 荒廃農地の発生のすう勢
- ウ 農用地区域への編入促進のすう勢
- エ 荒廃農地の発生防止のすう勢
- オ 荒廃農地の解消のすう勢
- カ その他都道府県において考慮すべき事項

項 目	旧指針(万 ha)	新指針(万 ha)
基準年の農用地区域内農地面積	①405 (H26年)	③400.2 (R元年)
農用地区域からの除外	△7.6	△7.0
荒廃農地の発生	△8.6	△8.3
農用地区域への編入促進	6.9	5.7
荒廃農地の発生防止	2.8	1.2
荒廃農地の解消	4.5	4.8
目標面積	②403 (H37年) (②-①=△2) (H26比 99.5%)	④397 (R12年) (④-③=△3.2) (R元比 99.2%)

第3 農業振興地域の指定の基準に関する事項

都道府県知事は、今後相当長期(おおむね10年以上)にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域につき、農振法の規定に基づき指定する。

県基本方針の内容・実績、 新方針(案)

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

国土の保全、水源の涵養、自然環境・景観の保全、農村文化の継承などの多面的機能の発揮と、農業振興を図るため優良農地を確保するための農業振興地域制度の運用のあり方や、本県において確保すべき10年後の農用地面積を記載。

■確保すべき農用地等の面積の目標

	項 目	【 H28 】	【 R3 】
		現 方 針 (ha)	新 方 針 (案) (ha)
	基準年の農用地区域内農地面積	①151,300 (H26年)	③149,458 (R元年)
すう勢	農用地区域からの除外	△691	△1,408
	荒廃農地の発生	△1,690	△2,068
施策効果	農用地区域への編入促進	692	2,598
	荒廃農地の発生防止	431	281
	荒廃農地の解消	1,703	1,759
	都道府県において考慮すべき事項	△1,753	△1,917
	目標面積	②150,100 (H37年) (②-①= △1,200) (H28比 99.2%)	④148,700 (R12年) (④-③= △758) (R元比 99.5%)

過去5カ年のすう勢により、農用地区域からの除外等が発生する見込みであるが、**集団的農用地の編入、荒廃農地の解消等により、農用地区域面積の維持に努める。**

【参考】過去5年間の実績〔平成27年~令和元年〕

・ 農地転用による農用地区域からの除外	△640ha
・ 荒廃農地の発生	△940ha
・ 農用地区域への編入	335ha
・ 荒廃農地の発生防止・解消	275ha
・ 都道府県において考慮すべき事項	△872ha
合 計	△1,842ha

2 農用地等の確保のための施策の推進

防災、担い手への農地の集積・集約化、中山間地域対策、荒廃農地の発生抑制・再生・有効活用などに向けた対応方向や、基盤整備や農業用水の確保、農振除外や公共用施設の整備、交換分合制度の在り方、本基本方針の推進に向けた体制について記載。

3 農業上の土地利用の基本的方向

広域振興圏(県央、県南、沿岸、県北)別に、営農類型(水田・園芸・畜産)ごとの農地利用の方向性を記載。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

県内の各市町村ごとに、大規模な森林、市街化区域及び用途地域を除く地域における農振地域面積及び農用地面積を記載。

第3 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項

広域振興圏(県央、県南、沿岸、県北)別に、作物ごと(水田、畑、樹園地、草地)の基盤整備の方向性を記載。

第4 農用地等の保全に関する事項

防災のための農地や施設等の保全・維持管理や、荒廃農地の発生抑制・再生の方向性を記載。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

広域振興圏(県央、県南、沿岸、県北)別に、目指すべき営農類型や経営規模を記載。

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

重点作物別の推進方策と、市場や集出荷施設、産地処理加工施設など広域施設の整備の方向性を記載。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

農業大学校等担い手の育成確保のための施設整備や、段階別の育成方向を記載。

第8 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

雇用就労や農村地域の就業機会確保の方向性を記載。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

農村地域の生活環境施設の整備や農村景観の維持・形成、都市と農村との交流促進の方向性を記載。

【新方針の主な変更内容(案)について】

- ・ 農振法第4条第2項各号において、基本方針で記載すべき事項が定められていることから、記載項目については、現方針と同様とする。
- ・ 施策の推進方向等については、新しい「いわて県民計画」や部内各課で策定している各種計画に基づき、内容を記載。
- ・ 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項については、令和元年12月31日現在の各市町村の農用地面積を記載。

昭和四十四年政令第二百五十四号

農業振興地域の整備に関する法律施行令

内閣は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第四条第一項及び第五項（第五条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条第一項並びに第十三条第一項及び第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（農業振興地域整備基本方針の作成又は変更）

第一条 都道府県知事は、農業振興地域の整備に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の規定により同項の農業振興地域整備基本方針を定めようとするときは、関係市町村の意見をきくとともに、学識経験を有する者の意見をきかなければならない。法第五条第一項の規定によりこれを変更しようとするときも、同様とする。

第二条 都道府県知事は、法第四条第五項（法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による協議をしようとするときは、その申出書に農業振興地域整備基本方針及び前条の規定により聴いた意見の概要を記載した書面を添えて、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

（市町村の定める農業振興地域整備計画）

第三条 市町村は、法第八条第一項の規定により同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする次に掲げる者の意見をきかなければならない。

- 一 農業協同組合
 - 二 土地改良区（土地改良区連合を含む。）
- 2 前項の場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、市町村は、前項に掲げる者のほか、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。
- 一 前項の計画に係る農用地区域（法第八条第二項第一号の農用地区域をいう。以下同じ。）が森林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項の森林をいう。）の区域を含むものである場合 当該森林の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする森林組合
 - 二 前項の計画において法第八条第三項の規定により森林の整備その他林業の振興との関連を定める場合 当該農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする森林組合
- 3 第一項の規定は、法第十三条第一項の規定により市町村が行う農業振興地域整備計画の変更（第十条第一項に掲げる軽微な変更~~に該当するものを除く。~~）について、前項の規定は、当該変更のうち、農用地区域の変更でその変更に係る農用地区域が同項第一号の森林の区域を含むもの及び法第八条第二項第二号から第六号までに掲げる事項の変更で同条第三項に規定する森林の整備その他林業の振興との関連に係るものについて準用する。

農用地等の確保等に関する基本指針

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条の3第1項の規定に基づき、農用地等の確保等に関する基本指針を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同法第3条の2第5項の規定に基づき、公表する。

令和2年12月8日

農林水産大臣 野上 浩太郎

農用地等の確保等に関する基本指針

農地については、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第4条及び第23条において、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図ることとされている。また、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）においては、主要品目ごとの生産努力目標とともに、農地面積の見通し、これらの生産努力目標を前提とした場合に必要となる延べ作付面積及び耕地利用率が示されたところである。

世界の食料需要の増大や気候変動、伝染性^{かん}疾病など、我が国の食料の安定供給に影響を及ぼすリスクが顕在化し、国内における農業生産の重要性が再認識される中、農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であることから、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）に基づき、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつ、その有効利用を図ることが重要である。

また、農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要である。

この基本指針は、法第3条の2に基づき、農用地等の確保等に関する国の基本的な考え方を示し、この考え方が、都道府県の定める農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画に、さらには、農業振興地域整備基本方針を通じて、市町村の定める農業振興地域整備計画に、的確に反映されるよう策定するものである。

第1 農用地等の確保に関する基本的な方向

(1) 確保すべき農用地等の面積の目標

農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進により、令和12年の確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積については、現状（令和元年400.2万ヘクタール）よりも3万ヘクタール減の397万ヘクタールを目標として設定することとし、優良な農地の確保とその有効利用に向け、これらの制度の適切な運用と取組の積極的な推進を図るものとする。

(2) 農業振興地域制度の適切な運用

農用地区域内農地の確保と地域の農業振興に関する考え方を示すものである都道府県知事の定める農業振興地域整備基本方針及び市町村の定める農業振興地域整備計画に関する事務は、自治事務とされており、都道府県及び市町村が主体的にその策定・管理に取り組むものである。

したがって、都道府県及び市町村は、本指針に基づき、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて必要な農用地等の確保を図るため、農業振興地域制度を主体的かつ効果的に運用する必要がある。

特に、農業振興施策を計画的かつ集中的に実施する一方で転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後とも、農用地等をできるだけ保全・確保することを旨として、編入要件を満たす農地の積極的な編入や除外の抑制等の取組を通じ、農用地区域に係る制度の適切な運用を図る必要がある。

(3) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

農用地等の確保については、特に農地を中心として次の方向で進める必要がある。

① 農地の保全・有効利用

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、人・農地プランの実質化を通じた地域・集落における今後の農地利用に関する話合いの促進、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく遊休農地に関する措置等により荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進するものとする。

② 農業生産基盤の整備

農地中間管理機構等との連携を図りつつ農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化を推進するとともに、自動走行農機、ICT水管理等の営農の省力化等に資する技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備を展開するほか、農業用排水施設を長寿命化し、ライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管理を推進する等、農業生産基盤の整備・保全管理を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。

③ 非農業的土地需要への対応

非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域内農地の確保を基本としたより適切かつ厳格な運用を図ることとするとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

この場合、農業振興地域整備計画の管理については、計画的に行うことが重要であり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに法第12条の2に基づき実施す

る基礎調査等に基づき行うものとする。

第2 都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準に関する事項

農業振興地域整備基本方針において定める確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積の目標の設定に当たっては、次によるものとする。

① 目標年及び基準年

確保すべき農用地等の面積の目標年は令和12年とし、目標設定の基準年は令和元年とする。

② 目標値の算定基準

これまでのすう勢が今後（令和2年から12年まで）も同様に継続し、農用地区域からの農地の除外や荒廃農地の発生により農用地区域内農地面積が減少した場合の令和12年時点の農地面積に、第1の（2）及び（3）の施策効果を加味して設定する。

なお、具体的な設定基準については、別添のとおりとする。

第3 農業振興地域の指定の基準に関する事項

都道府県知事は、今後相当長期（おおむね10年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域につき、法第6条第2項各号に掲げる要件に基づき農業振興地域の指定を行うこととされているが、当該要件の適用については次の基準を満たすものとする。

なお、農業振興地域の指定は、市町村ごとに、その区域の全部又は一部について行うものとするが、次のア又はイの場合には、隣接した2以上の市町村の区域にわたるものであっても一の農業振興地域として指定することができるものとする。

ア 農業生産基盤整備事業が一体的に実施されている場合又は実施されることが予定されている場合

イ 農業生産及び農産物の集出荷等に必要な施設の設置及び管理運営等が一体的に行われている場合又は行われることが適当である場合

（1）農用地等として利用すべき相当規模の土地があること（法第6条第2項第1号関係）。

農業振興地域として指定しようとする地域内に、法第10条第3項各号に規定する土地の合計面積がおおむね200ヘクタール以上あること。

ただし、農業等の条件が不利な地域又は農業以外の土地利用が政策的に抑制される地域である次のアからコまでに掲げる地域を含む場合には、同項各号に規定する土地の合計面積がおおむね50ヘクタール以上あること。

ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）の離島振興対策実施地域

イ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）の対象地域

ウ 山村振興法（昭和40年法律第64号）の振興山村

- エ 都市計画法（昭和43年法律第100号）の市街化調整区域
- オ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の対象地域
- カ 半島振興法（昭和60年法律第63号）の半島振興対策実施地域
- キ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）の特定農山村地域
- ク 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の過疎地域
- ケ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の対象地域
- コ 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）の指定棚田地域

(2) 農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること（法第6条第2項第2号関係）。

農業振興地域に指定することを相当とする地域における農業就業人口や農業者の経営意欲、資本装備、技術の水準等農業経営に関する基本的な条件の現況と将来見通しを勘案し、農地の利用集積、効率的かつ安定的な農業経営の展開、農業生産性の向上等の農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること。

(3) 土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当と認められること（法第6条第2項第3号関係）。

法第6条第3項において、都市計画法の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が調ったものについては、農業振興地域の指定をしなければならないと規定されているが、その他当該土地が次のアからオまでに掲げる区域内の土地である場合は、その農業上の利用の確保を図ることが相当とは認められないこと。

ア 港湾法（昭和25年法律第218号）の臨港地区、港湾区域又は港湾隣接地域

イ 自然公園法（昭和32年法律第161号）の国立公園又は国定公園の特別保護地区

ウ 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）の流通業務地区

エ 都市計画法の用途地域又は臨港地区

オ 規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のために利用すべきもの（法第10条第3項第5号に規定する土地が介在しているものを除く。）

第4 その他農業振興地域の整備に際し配慮すべき重要事項

(1) 農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策の農用地区域における実施

農業振興地域は農業振興に関する施策を計画的に推進する地域であり、この農業振興地域のうち農用地区域は、農業生産の大宗を担う区域である。したがって、農業生産基盤整備事業等農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策は、原則として農用地区域を対象として行うものとする。

(2) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

(3) 農業振興地域整備計画の策定・変更手続

農業振興地域整備計画の策定・変更にあたっては、農業振興地域整備計画案を策定・変更する理由を付して縦覧し、市町村の住民に対して意見書の提出の機会を付与することにより手続の公正性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で、農用地等の確保のための取組及び各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進するものとする。

(4) 交換分合制度の活用

法第13条の2の交換分合は、市町村における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行うものである。農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため農用地利用計画の変更を行うにあたって、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、この交換分合制度を積極的に活用するものとする。

(5) 公用施設又は公共用施設の整備との調整

国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用施設又は公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という法第16条に規定される国及び地方公共団体の責務に鑑み、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする。

(6) 推進体制の確立等

農業振興地域整備基本方針の策定・変更、農業振興地域整備計画の策定・変更にあたっては、地域の振興に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、このため、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、都道府県においては、都道府県農林業団体、都市計画地方審議会、市長会、町村会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体連合会その他都道府県の関係団体を代表する者、市町村においては、関係農業団体、商工会議所、商工会その他市町村の関係団体及び集落代表者から必要に応じ幅広く意見を求めるものとする。

(別添)

都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準

1 算定式

- [令和12年の農用地区域内の農地面積の目標値]
= [これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和12年時点の農用地区域内の農地面積]
+ [令和12年までの農用地区域への編入促進]
+ [令和12年までの荒廃農地の発生防止]
+ [令和12年までの荒廃農地の解消]
+ [令和12年までの各都道府県において独自に考慮すべき事由]

2 設定基準

(1) 令和12年の農用地区域内の農地面積のすう勢 ○○千ha (①-②)

- | | |
|--|-------|
| ① 令和元年（基準年）の農用地区域内の農地面積 | ○○千ha |
| ② これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和12年時点の農用地区域内の農地面積 | ○○千ha |
| ア 農地以外の用途に供するための農用地区域からの除外（平成27年から令和元年までのすう勢） | |
| イ これまでのすう勢（平成27年から令和元年までのすう勢）が今後も継続した場合に発生が見込まれる荒廃農地 | |

(2) 農用地区域への編入促進 ○○千ha

- | |
|--|
| ① 農業振興地域における農用地区域以外の地域（農振白地地域）の農地のうち、法第10条第3項各号に掲げるものについて、農用地区域への編入を積極的に促進することにより、集団的に存在する農地であって一定の要件を備えたものの相当部分の面積を農用地区域に編入 |
| ② 農業の生産条件の不利を補正するための中山間地域等における支援、地域・集落における農地保全に関する共同活動への支援及び農業生産基盤整備事業等の施策の推進による農用地区域への編入 |

(3) 荒廃農地の発生防止

〇〇千ha

農用地区域内農地については、以下の施策の拡充等により、これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和12年までの荒廃農地の発生を防止

ア 農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化

イ 農業生産基盤整備事業等による良好な営農条件の確保

ウ その他の農業振興施策

(4) 荒廃農地の解消

〇〇千ha

荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果、抜根、整地、区画整理、客土等により、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるとされた農用地区域内の荒廃農地については、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、農業生産基盤整備の効果的な活用その他の関連施策により解消

(5) その他各都道府県において独自に考慮すべき事由

〇〇千ha

① 都道府県独自の農地保全施策等の推進による農用地区域への編入の促進及び荒廃農地の発生防止等

② 定期見直し等により、自然的条件が不利な農地等農用地区域の設定要件を満たさないと判断される農地の農用地区域からの除外

③ 都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づく開発予定による農用地区域からの除外等

「いわて農業農村整備の展開方向（2019～2022）」 の取組状況について

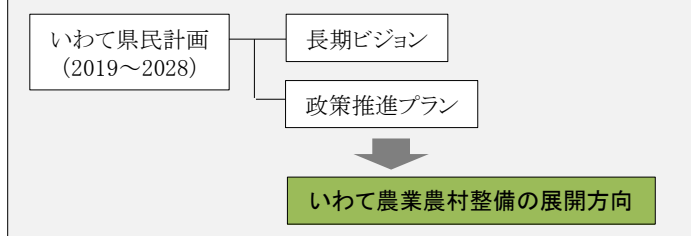
令和3年2月12日（金）

岩手県農林水産部（農村計画課・農村建設課）

「いわて農業農村整備の展開方向（2019～2022）」の概要

「いわて農業農村整備の展開方向」は、平成22年2月に策定した「希望郷いわての農業農村整備計画」の後継として、本県の農業農村整備の展開方向を中長期的な視点で示すもので、次のような役割を担っています。

- 「いわて県民計画(2019～2028)」に掲げる農業部門の政策目標の達成に向け、農業農村整備分野の施策の展開方向を明らかにしたもの(4年毎に見直し)
- 市町村や土地改良区等の関係団体が諸計画を策定する際、参考にしていただくことを通じ県施策との一体的な展開を期待
- 持続的に発展できる農業と魅力あふれる農村社会の形成に向け、農業者や地域の方々の自発的な取組や合意形成を支援



「いわて農業農村整備の展開方向」の重点施策

産業政策

地域政策

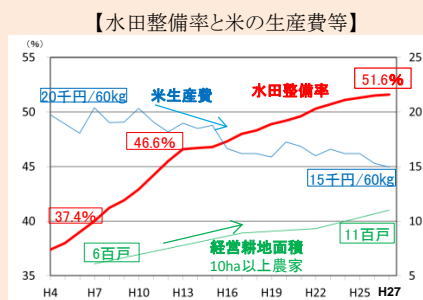
重点施策Ⅰ： 地域の特性に応じた収益力の高い農業の実現

【展開方向】

- ① 水田の大区画化と汎用化の推進
- ② ほ場整備を契機とした担い手への農地集積の推進
- ③ 畑地かんがい施設の整備の推進
- ④ 中山間地域における地域の特性に応じた基盤整備の推進

【主な指標】

水田整備面積(累計) [2017] 14,465ha → [2022] 16,000ha



【中山間地域の未整備水田】



【整備前】



【整備後】



産業政策を下支え

重点施策Ⅲ： 快適で活力のある農村づくり

【展開方向】

- ① 多様な主体の参画による農地・農業用水など地域資源の保全
- ② 農道や農業集落排水施設の保全管理による快適な生活環境の維持・増進
- ③ 農業水利施設を活用した小水力発電施設の更なる導入の促進

【主な指標】

地域共同活動による農地等の保全管理への参加人数
[2017] 81,655人 → [2022] 83,155人

【農道橋点検】



【地域共同による草刈活動】



【女性グループによる植栽活動】



【水路式(開放型下掛け水車)】



地域政策を下支え

重点施策Ⅱ： 農業水利施設の適切な保全管理の推進と管理体制の充実

【展開方向】

- ① 農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る保全管理の推進
- ② 土地改良区の運営基盤強化に向けた取組の推進

【主な指標】

農業用排水路等の長寿命化対策着手施設数(累計)
[2017] 81施設 → [2022] 97施設

【保全対策前】



【保全対策後】



【耐用年数を超過した水路(建設後約50年)】



【経年劣化による腐食の発生(建設後約25年)】



産業政策を下支え

重点施策Ⅳ： ため池等の農業水利施設の防災・減災対策

【展開方向】

- ① 自然災害の未然防止に向けた計画的な防災対策の推進
- ② 地域の防災意識を高める取組の推進

【主な指標】

ハザードマップ作成等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合
[2017] 4% → [2022] 100%

【対策が必要なため池】



【ため池ハザードマップの作成例】



【ため池の対策工事状況】



地域政策を下支え

重点施策 I 地域の特性に応じた収益力の高い農業の実現 (①②③④)

<展開方向のポイント>

水田の大区画化と汎用化を推進するとともに、農地中間管理機構と連携し、農地の集積・集約化に向けた地域の合意形成等の取組を推進します。

展開方向

① 水田の大区画化と汎用化の推進

<展開方向>

- 生産コストの低減や高収益作物への転換に向けた水田の大区画化や排水改良を推進します。
- 更なる省力化に向けた ICT¹ を活用した先進技術の導入や地下水位制御システム²等の導入に向けた取組を推進します。

【ほ場整備により大区画化された水田】



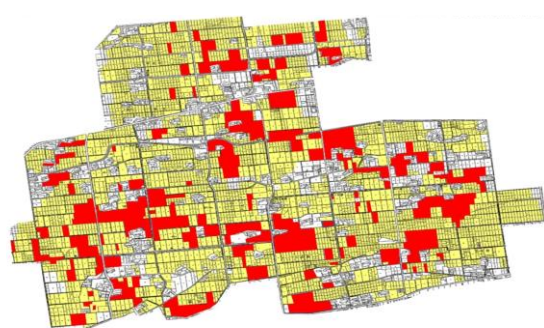
【指標】水田整備面積（累計） [2017] 14,465ha → [2022] 16,000ha

② ほ場整備を契機とした担い手への農地集積の推進

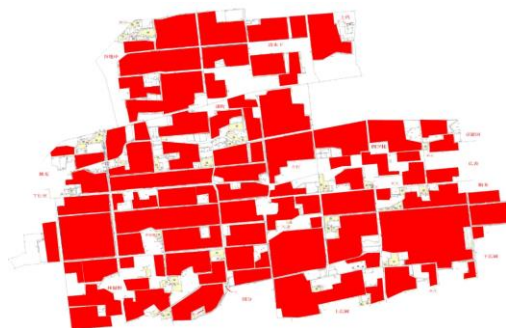
<展開方向>

- 農地集積・集約化に向けた地域の合意形成を促進します。
- 農地中間管理機構との連携の円滑化を推進します。

【ほ場整備実施前（集積率 20%）】



【ほ場整備完了後（集積率 95%）】

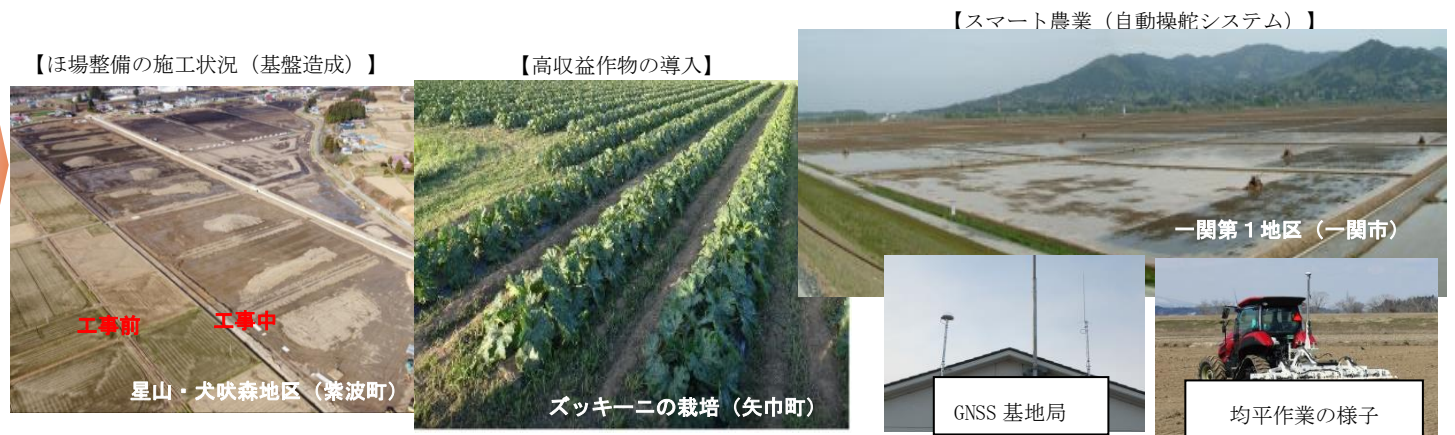


【指標】ほ場整備地区の農地集積面積（累計） [2017] 9,394ha → [2022] 11,623ha

R 2 (2020) 年度の取組状況と R 3 (2021) 年度の取組予定

OR 2 (2020) 年度の取組状況 2020 目標値 15,400ha→実績見込 15,463ha

- 水田の大区画化や排水改良を行うほ場整備を 70 地区の計 278ha（実績見込）で実施
高収益作物の導入やスマート農業が県内各地で展開
- 地下水位制御システムの試験ほ場（4 箇所^{*}）で試験栽培（水稻乾田直播）を実施（※花巻市）

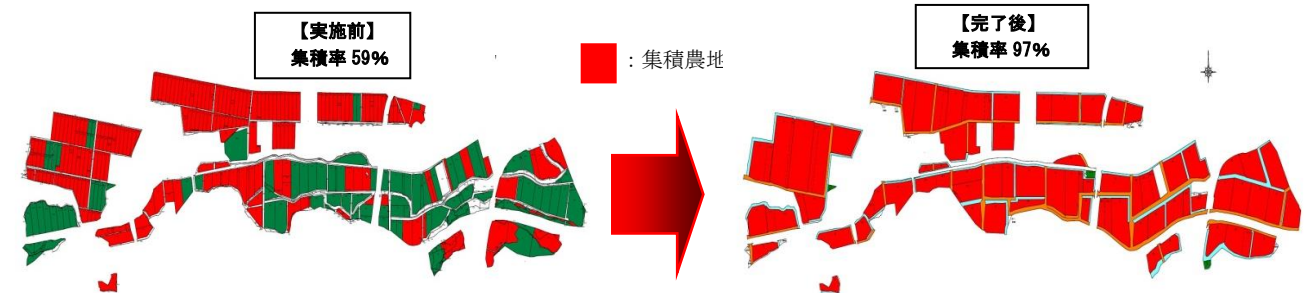


OR 3 (2021) 年度の取組予定

- 水田の大区画化や排水改良を行うほ場整備を 68 地区の計 300ha（予定）で実施
- 地下水位制御システムの試験ほ場（4 箇所^{*}）で試験栽培（水稻乾田直播・大豆）を実施（※花巻市）

OR 2 (2020) 年度の取組状況 2020 目標値 10,252ha→実績見込値 10,944ha

- R 2 完了予定のほ場整備地区 3 地区^{*}において、計 525ha（実績見込）の農地を担い手に集積
【農地集積の状況：小瀬川地区（花巻市）】（※北上市、奥州市）



OR 3 (2021) 年度の取組予定

- R 3 完了予定のほ場整備地区 3 地区^{*}において、計 80ha（予定）の農地を担い手に集積
（※一関市、遠野市、山田町）

1 Information and Communication Technology：情報通信技術

2 暗渠排水と地下かんがいを両立し、地下水位を作物の生育状況に適した水位に制御できるシステム

重点施策 I 地域の特性に応じた収益力の高い農業の実現 (①②③④)

<展開方向のポイント>

畑地かんがい施設の整備と、中山間地域における地域特性に応じたきめ細かな基盤整備を推進します。

展開方向

③ 畑地かんがい施設の整備の推進

<展開方向>

- 安全で高品質な野菜・果樹の導入及びブランド化に向け、畑地かんがい施設の整備を推進します。

【おうとうへのかん水】



【キャベツのかん水】



【指標】かんがい施設が整備された畑の面積（累計） [2017] 2,745ha → [2022] 2,790ha

④ 中山間地域における地域の特性に応じた基盤整備の推進

<展開方向>

- 高収益作物の導入や農作業の効率化に向けた排水改良及び区画拡大、農業水利施設や農道の整備など、地域の要望に沿ったきめ細かな基盤整備を推進します。
- 等高線に沿った区画整理などにより工事費の低減を図るとともに、急勾配、農地分散など中山間地域特有の条件下において営農の効率化や維持管理労力の低減が見込める整備手法の導入に取り組めます。

【中山間地域の未整備水田】



【整備前】



【整備後】



R 2 (2020) 年度の実績状況と R 3 (2021) 年度の実績予定

OR 2 (2020) 年度の実績状況 2020 目標値 2,769ha → 実績見込値 2,773ha

- パイプラインやスプリンクラーなどの畑地かんがい施設の整備を 1 地区※15ha（実績見込）の畑地で実施。りんごへのかん水により、防霜対策や品質向上に寄与

【畑地かんがい施設（スプリンクラー）の設置状況】

【畑地かんがい施設を活用した営農状況】



OR 3 (2021) 年度の実績予定

- パイプラインやスプリンクラーなどの畑地かんがい施設の整備を 1 地区※（予定）で幹線パイプラインの整備を実施

OR 2 (2020) 年度の実績状況

- 中山間地域等において排水改良や区画拡大などの地域の要望に沿ったきめ細かな整備を 34 地区（区画拡大 8.0ha・暗渠排水 7.3ha 等（実績見込））で実施
- 中山間地域特有の条件下においても営農の効率化等が見込める整備の検討に向け、他県の事例を収集。これまでの県内の実績等を踏まえ、維持管理労力の低減等が見込める整備事例を整理し、整備の手引き改定に掲載

【条件不利地域の小規模農地】



【簡易な基盤整備（区画拡大）】



【簡易な基盤整備（暗渠排水）】



【区画拡大しハウスを設置】



【暗渠排水を施工した田で小菊を栽培】



※一関市の基盤整備地区

OR 3 (2021) 年度の実績予定

- 中山間地域等における地域の要望に沿ったきめ細かな基盤整備を 39 地区（区画拡大 20.1ha・暗渠排水 15.4ha 等（予定））で実施

重点施策Ⅱ 農業水利施設の適切な保安全管理の推進と管理体制の充実（①②）

<展開方向のポイント>

基幹的農業水利施設の機能診断に基づく補修・更新を推進するとともに、複式簿記会計の導入など土地改良区の運営基盤強化に向けた取組を推進します。

展開方向

① 農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る保安全管理の推進

<展開方向>

- 維持更新計画の適時・適切な見直しによる計画的かつ効率的な機能保全対策を徹底します（基幹的農業水利施設の機能診断に基づく補修・更新を推進します）。
- 突発事故への迅速な対応を行います。

【用水路保全対策前】



【用水路保全対策後】



【パイプラインの突発事故への対応状況】



【指標】農業用排水路等の長寿命化対策着手施設数（累計）
[2017] 81 施設 → [2022] 97 施設

R 2 (2020) 年度取組状況と R 3 (2021) 年度取組予定

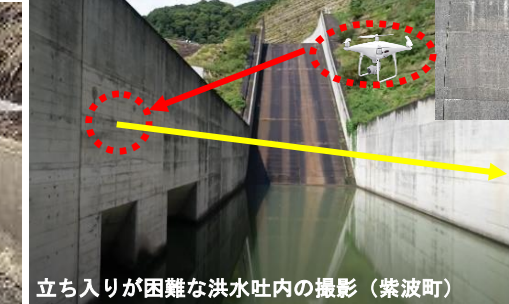
○ R 2 (2020) 年度取組状況 2020 目標値 91 施設 → 実績見込値 91 施設

- 施設の機能診断の調査結果に基づき、新たに 3 施設*（実績見込）において機能保全対策に着手（※巻揚水機場、第 3 揚水機場、館前揚水機場（全一関市））
- ドローンを活用した施設点検の実証（2 地区*）（※滝沢市、紫波町）

【補修による水路の長寿命化】



【ドローンを活用した施設点検】



通常のカメラで撮影

青色は温度が低い部分で、水の浸透により劣化の可能性が高い

赤外線カメラで撮影

○ R 3 (2021) 年度取組予定

- 施設の機能診断の調査結果に基づき、新たに 3 施設*（予定）において機能保全対策に着手するなど、適切な施設の保安全管理を実施（※薄衣揚水機場（一関市）、一方井ダム（岩手町）、太田川（紫波町・矢巾町））
- ドローン等新技术を活用した施設管理の省力化・高度化を行う実証を継続

② 土地改良区の運営基盤強化に向けた取組の推進

<展開方向>

- 効率的な財政運営に向けた中長期財政計画の策定及び財務状況の把握や施設の減価償却を含めた正確なコスト把握に優れた複式簿記会計の導入を支援します。
- 多面的機能支払等への参画を通じた施設の保安全管理や事務受託による新たな収入源確保の取組を支援します。
- 土地改良区の意向を踏まえ、統合整備に必要な情報の提供や取組を推進します。

土地改良区がめざすべき姿
【土地改良区運営基盤強化基本方針（H28.3）より一部抜粋】

- 適正かつ効率的に事業を遂行できる組織体制が確保されていること
- 安定した財政基盤が確立されていること
- 施設の維持管理や更新が計画的かつ適切に行われていること
- 多面的機能支払³やアドプト⁴などの地域共同の取組をけん引していること

○ R 2 (2020) 年度取組状況

- 中長期財政計画を 3 つの土地改良区（実績見込）において策定（累計 39/43 区）
- 複式簿記会計を 7 つの土地改良区（実績見込）において導入（累計 28/43 区）
- 多面的機能支払に係る農家の事務負担軽減に向けた事務受託による土地改良区の新たな収入源を確保するため、会議等を通じて指導助言を実施
- 統合整備に必要な情報の提供や取組を支援（1 地区*）

○ R 3 (2021) 年度取組予定

- 中長期財政計画を 1 つの土地改良区（予定）において策定（累計 40/43 区）
- 複式簿記会計を 14 の土地改良区（予定）において導入（累計 42/43 区）
- 多面的機能支払等による施設の保安全管理や、事務受託による土地改良区の新たな収入源確保に向け、会議等を通じて指導助言を継続実施
- 統合整備に必要な情報の提供や取組を支援（2 地区*）（※一関市、陸前高田市）

〔県内 43 土地改良区取組状況〕

取組内容	R 2 実績見込	R 3 予定
中長期財政計画の策定	3 区（累計 39 区）	1 区（累計 40 区）
複式簿記会計の導入	7 区（累計 28 区）	14 区（累計 42 区）

³ 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る交付金（農地維持支払交付金と資源向上支払交付金で構成）

⁴ 平成 15 年度から県独自の取組として推進している地域住民や地元企業などと一緒に地域全体で農業用水路等の保安全管理に取り組む活動

重点施策Ⅲ 快適で活力のある農村づくり (①②③)

<展開方向のポイント>

- ① 多面的機能支払制度を活用した取組やアドプト活動を支援します。
- ② 農道の保全対策計画を作成する市町村への支援・指導や計画的な保全管理を促進するとともに、農業集落排水施設の集約・再編や効率的な運営管理を支援します。

展開方向

① 多様な主体の参画による農地・農業用水など地域資源の保全

<展開方向>

- ・ 多面的機能支払制度を活用した取組の維持・拡大を図ります。
- ・ 多様な人材との連携による「アドプト活動」を支援します。



【指標】 地域共同活動による農地等の保全管理への参加人数
[2017] 81,655人 → [2022] 83,155人

② 農道や農業集落排水施設の保全管理による快適な生活環境の維持・増進

<展開方向>

- ・ 農道の保全対策計画を作成する市町村への支援・指導を行います。
- ・ 農道の計画的な保全対策を促進します。
- ・ 農業集落排水施設の集約・再編や下水道施設への編入、効率的な運営管理を支援します。



【指標】 基幹農道の保全対策整備延長（累計） [2017] 12.7km → [2022] 19.4km

R2 (2020) 年度の取組状況と R3 (2021) 年度の取組予定

○R2 (2020) 年度の取組状況 2020 目標値 82,555 人→実績見込値 83,223 人(※岩手県多面的機能支払推進協議会)

- ・ 多面的機能支払制度の取組を維持・拡大するため、協議会^{*}や市町村と連携した普及啓発を実施した結果、昨年度と比べ713人増の83,223人（実績見込）が地域共同活動による保全管理に参加
- ・ 模範となる活動をアドプト活動モデル賞などとして表彰するとともに、これらの事例を会議等で紹介するなど活動の拡大に向けた普及啓発を実施



○R3 (2021) 年度の取組予定

- ・ 多面的機能支払制度の取組を維持・拡大するため、協議会や市町村と連携した普及啓発を実施。特に草地の割合が大きい市町村に対し、重点的に導入を支援
- ・ 模範となる活動をアドプト活動モデル賞などとして表彰するとともに、これらの事例を会議等で紹介するなど活動の拡大に向けた普及啓発を継続実施

○R2 (2020) 年度の取組状況 2020 目標値 16.2km→実績見込値 24.0km

- ・ 農道の保全計画の早期作成や適切な保全対策の推進に向け、市町村への指導助言を実施。市町村が実施主体となり、農道橋等の個別施設計画を37箇所^{*}で策定（R2までの実績：98/98箇所）
- ・ 路面補修など農道の保全対策を4地区^{*}計9.1km（実績見込）で実施（※一関市、遠野市）
- ・ 農業集落排水施設の効率的な運営管理に向け、公共下水道との接続に係る国との協議調整などについて市町村の取組を支援



○R3 (2021) 年度の取組予定

- ・ 農道の適切な保全対策の推進に向け、市町村への指導助言を実施
- ・ 路面補修など農道の保全対策を1地区^{*}計0.9km（予定）で実施予定（※一関市）
- ・ 農業集落排水施設の効率的な運営管理に向け、公共下水道との接続に係る国との協議調整などについて市町村の取組を継続支援

重点施策Ⅲ 快適で活力のある農村づくり (①②③)

<展開方向のポイント>

普及・啓発等の取組の推進や国庫補助事業を活用した整備を促進します。

展開方向

③ 農業水利施設を活用した小水力発電施設の更なる導入の促進

<展開方向>

- ・ 県と市町村等で構成する小水力発電推進協議会を通じた普及・啓発等の取組を推進します。
- ・ 国庫補助事業を活用した整備を促進します。

【水路式(開放型らせん水車)】

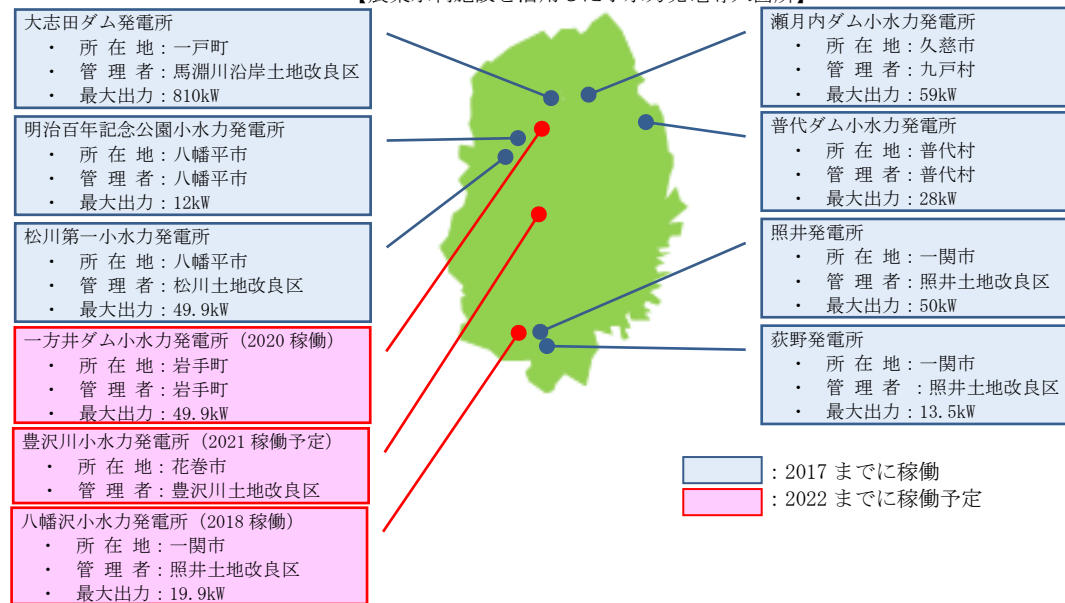


【水路式(開放型下掛け水車)】



【指標】 農業水利施設を活用した小水力発電導入数(累計) [2017] 7箇所 → [2022] 10箇所

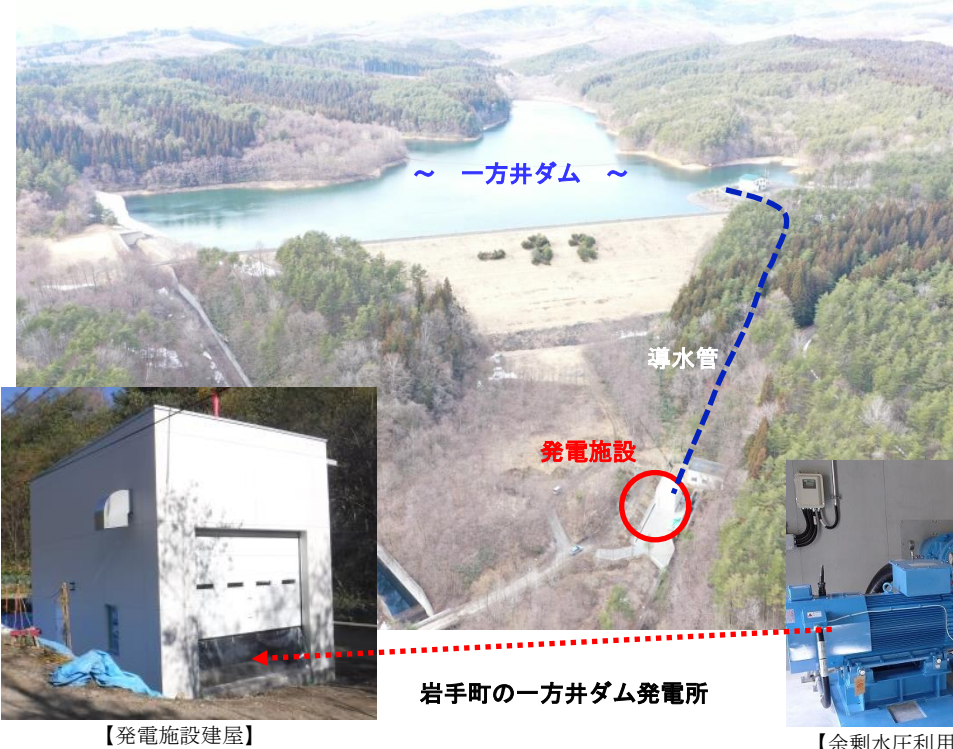
【農業水利施設を活用した小水力発電導入箇所】



R 2 (2020) 年度取組状況と R 3 (2021) 年度取組予定

OR 2 (2020) 年度取組状況 2020 目標値 9 箇所→実績見込値 9 箇所

- ・ 小水力発電推進協議会において、小水力発電の技術に関する研修会を開催
- ・ 岩手町の一方井ダムと花巻市の豊沢川土地改良区が管理する農業用水路計 2 地区において、小水力発電施設を整備(一方井ダムは完成し、R3. 2. 1 から稼働)



一方井ダムの年間発電量は約 15 万 4,000kwh を予定しており、一般家庭の年間 35 世帯分に相当

OR 3 (2021) 年度取組予定

- ・ 小水力発電推進協議会による現地研修会等を継続して開催
- ・ 花巻市の豊沢川土地改良区が管理する農業用水路で小水力発電施設を整備

重点施策Ⅳ ため池等の農業水利施設の防災・減災対策（①②）

<展開方向のポイント>

- ① 耐震・豪雨診断の結果、対策が必要とされた農業用施設の計画的な整備を推進します。
- ② 防災重点ため池等の防災・減災に向け、ハザードマップの作成をはじめとするソフト対策を支援します。
また、被害調査等の迅速化・効率化に向けた検証を継続するとともに、災害発生時のセーフティネットが的確に機能するよう、関係機関等との連携を推進します。

展開方向

① 自然災害の未然防止に向けた計画的な防災対策の推進

<展開方向>

- ・ 耐震・豪雨に対する性能診断を進めるとともに、対策が必要と診断されたため池について、計画的に整備を推進します。
- ・ 豪雨などにより周辺の農地、人家等に被害を及ぼすおそれがある農業用施設（水路等）について、計画的に整備を推進します。

【ため池の対策工事状況】



(対策前)



【農業用施設の豪雨対策実施状況】

(対策後)



【指標】農村地域の防災・減災対策着手施設数（累計） [2017] 437箇所 → [2022] 450箇所

<防災重点農業用ため池>

- ・ 平成30年7月豪雨で甚大な被害があったことを受け、国では防災重点ため池の考え方を見直した。新たな選定基準で再選定した結果、防災重点ため池は従来の43箇所から898箇所となった（R1(2019)年5月）。

② 地域の防災意識を高める取組の推進

<展開方向>

- ・ 市町村による防災重点ため池のハザードマップの作成・周知を支援します。
- ・ 点検結果により機能低下等がみられるため池については、水位低下などの応急対策や恒久対策に向けた検討等、状況に応じて迅速に対応できるよう市町村や施設管理者を支援します。
- ・ 「農地・農業用施設災害等におけるドローンの利活用に係る研究会」において、モデル地区を選定し、被害調査等の迅速化・効率化に向けた検証を継続します。
- ・ 災害発生時のセーフティネットが的確に機能するよう、関係機関・団体との連携を推進します。

【ため池ハザードマップの作成例】



【ドローンによる被害調査イメージ】



【指標】ハザードマップ作成等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合 [2017] 4% → [2022] 100%

R2(2020)年度の実績状況とR3(2021)年度の実績見込

OR2(2020)年度の実績状況 2020目標値 446箇所→実績見込値 446箇所

- ・ 防災重点ため池の耐震・豪雨に対する性能診断を29箇所（実績見込）で実施
性能診断で対策が必要と診断されたため池について、対策工事を2箇所*（実績見込）で着手（※一関市）
- ・ R2に制定された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づく防災工事等推進計画を策定



施工前



施工前（落水後）



施工中

OR3(2021)年度の実績見込 【ため池緊急点検により堤体の応急対策工事を実施（峠森ため池：奥州市）】

- ・ 防災重点ため池の耐震・豪雨に対する性能診断を10箇所（予定）で実施
性能診断で対策が必要と診断されたため池について、対策工事を2箇所*（予定）で着手（※一関市）
- ・ 防災工事等推進計画に基づき防災工事等を計画的に実施

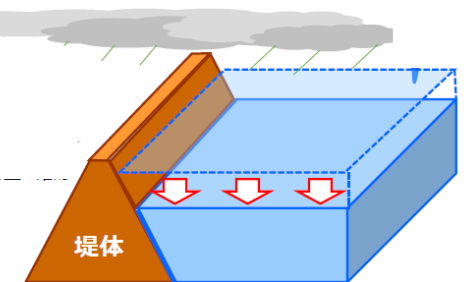
OR2(2020)年度の実績状況 2020目標値 35.0%→実績見込値 35.0%

- ・ 166箇所（実績見込）の防災重点ため池において、市町村が行うハザードマップの作成・周知を支援
- ・ 対策が必要なため池について、対策工事の導入までの監視や緊急時の体制構築に向けた市町村への支援を実施
- ・ ドローン研究会で選定したモデル地区について、災害時の被害調査の迅速化等に向けた検証を実施
- ・ 近年の水害の激甚化を踏まえ、河川管理者とダム関係者との間において、洪水調節機能強化に係る治水協定を締結

【ハザードマップ作成に係るワークショップ（奥州市）】



【農業用ダムでも洪水調節を実施】貯水位を低下させて、かんがい用水容量内に洪水調節のための容量を確保



OR3(2021)年度の実績見込

- ・ 20箇所（予定）の防災重点ため池において、市町村が行うハザードマップの作成・周知を支援
- ・ 対策が必要なため池について、対策工事の計画策定や工事を実施する市町村への支援を実施
- ・ ドローン研究会で選定したモデル地区について、被害調査等の迅速化等に向けた検証を実施
- ・ 治水協定に基づき、県営造成農業用ダムで洪水調節機能強化の取組を実施

■ 指標一覧表

重点 施策	指標	単 位	現状値 (2017)	実績値 (2018)	目標値				目標設定の考え方
					2019 (実績値)	2020 (実績見込)	2021	2022	
I	水田整備面積（累計）	ha	14,465	14,872	15,100 (15,185)	15,400 (15,463)	15,700	16,000	農地集積や生産コストの低減、高収益作物の導入を図るため、2018年の整備済面積を14,800haと見込み、 毎年度300ha整備し、2022年までに水田整備面積16,000haの整備 を目指します。
	ほ場整備地区の農地集積面積（累計）	ha	9,394	10,085	9,964 (10,419)	10,252 (10,944)	10,991	11,623	意欲と能力のある経営体を育成するため、2018年のほ場整備地区による農地集積面積（基幹ほ場3作業等の農地利用集積を含む）を9,527haと見込み、県内におけるほ場整備の取組状況等を踏まえ、 2022年までに11,623haの農地集積 を目指します。
	かんがい施設が整備された畑の面積（累計）	ha	2,745	2,745	2,758 (2,758)	2,769 (2,773)	2,780	2,790	収益力の高い産地づくりを進めるため、2018年の畑地かんがい施設の整備面積を2,758haと見込み、 2022年までに2,790haの畑地かんがい施設の整備 を行い、実施地区の完了を目指します。
II	農業用排水路等の長寿命化対策着手施設数（累計）	施設	81	85	88 (88)	91 (91)	94	97	農業用水の安定的な供給を図るため、2018年の対策着手施設数を85施設と見込み、機能診断等に基づき2019年から 2022年までに対策実施が必要な12施設 について、 毎年3施設の対策着手 を目指します。
III	地域共同活動による農地等の保全管理への参加人数	人	81,655	82,130	82,255 (82,510)	82,555 (83,223)	82,855	83,155	農地・農業用水等の地域資源を保全するため、2018年の多面的機能支払交付金を活用した農地等の保全管理活動への参加人数を81,955人と見込み、 毎年度300人の増加 を目指し、 2022年に83,155人の参加人数 を目指します。
	基幹農道の保全対策整備延長（累計）	km	12.7	13.4	14.6 (14.9)	16.2 (24.0)	17.8	19.4	農道の計画的な保全管理を推進するため、2018年の基幹農道の保全対策整備延長を13.0kmと見込み、 毎年度1.6km整備し、2022年までに、19.4kmの整備 を目指します。
	農業水利施設を活用した小水力発電導入数（累計）	箇所	7	8	8 (8)	9 (9)	9	10	農業水利施設を活用した再生可能エネルギーの導入促進を図るため、2018年の導入数を8箇所と見込み、県内における取組状況等を踏まえ、 2022年までに2施設の導入 を目指します。
IV	農村地域の防災・減災対策着手施設数（累計）	箇所	437	440	444 (444)	446 (446)	448	450	自然災害に強い農村づくりを進めるため、2018年の改修・補強に着手する農業水利施設数を440箇所と見込み、県内における取組状況等を踏まえ、 2022年までに10施設に着手 し、450施設の実施を目指します。
	ハザードマップ作成等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合	%	4.0	4.0	8.0 (9.0)	35.0 (35.0)	70.0	100.0	自然災害に強い農村づくりを進めるため、 2022年までに、全防災重点ため池に係るハザードマップ作成等ソフト対策の実施 を目指します。

国の新たな「土地改良長期計画」について

令和3年2月12日 農村計画課

1 概要

- (1) 農林水産省では、**土地改良法に基づき、5年を一期**とし土地改良事業に関する長期の計画（以下、「国の長期計画」という。）を策定し、**閣議決定**している。
- (2) 現行の「国の長期計画」は、**令和2年度末が終期**となっていることから、現在、国は新たな「国の長期計画」（**令和3～7年度**）の策定作業を進めているところ。
- (3) 新たな「国の長期計画」（案）の概要は別添資料2-3のとおりであり、スマート農業やため池等の農業水利施設の防災・減災対策など、農業・農村をめぐる情勢の変化に対応した**現在の取組を踏まえ策定**される予定。

2 「国の長期計画」策定の流れ

- ・ R3.1月 中間とりまとめ（案）の提示、都道府県説明会の開催
- ・ R3.1～2月 パブリックコメント等意見聴取
- ・ R3.3月 閣議決定、公表

3 「いわて農業農村整備の展開方向」の取扱い

- (1) いわて農業農村整備の展開方向（以下「**展開方向**」という。）は、**いわて県民計画に掲げる農業部門の政策目標の達成**に向け、農業農村整備分野の施策の展開方向を明らかにするものであり、本県の土地改良事業は、これに基づき施策を展開している。
- (2) 展開方向の**計画期間**は、いわて県民計画の政策推進プラン（2019～2022）に合わせて**令和元～4年度まで**としているところ。
- (3) 「国の長期計画」と「展開方向」は、**施策に大きな違いはないものの、ICTの活用による農業水利施設の管理や、気象災害の激甚化・頻発化に伴う洪水調節機能強化などの「流域治水」の取組が、「国の長期計画」に新たに盛り込まれる**予定。
- (4) こうしたことから、現行の「展開方向」を継続するとともに、「展開方向」の取組に加えて、**新たな「国の長期計画」の取組も踏まえ、関係する事業を導入しながら進めていく**。

～ 持続的に発展する農業と多様な人が住み続けられる農村の実現に向けて ～

農業・農村をめぐる情勢の変化

- **新型コロナウイルス感染症の拡大**
 - ・ デジタル化やオンライン化の流れ
 - ・ 都市過密、一極集中の危険性
 - ・ リモートサービスの活用
 - ・ 新しい技術を活用できる人材の不足等
 - ・ 都市と農村の往來の停滞
- **Society5.0※の実現に向けた取組**
 - ・ 農業のデジタルトランスフォーメーション（デジタル技術の活用による農業の変革）の推進
 - ・ スマート農業の加速化
- **農業・農村の抱える課題と農村の再評価**
 - ・ 少子高齢化・人口減少による農業者の減少と農村集落機能の低下
 - ・ 農業生産基盤の脆弱化
 - ・ 田園回帰による人の流れが継続するなど農村の持つ価値や魅力の再評価
- **大規模自然災害の頻発化・激甚化**
- **TPP、日EU・EPA、日米貿易協定、RCEP協定等新たな国際環境**
 - ・ 農林水産物・食品輸出の戦略的推進
→2030年の農林水産物・食品の輸出額5兆円目標の達成を目指す
- **SDGs（持続可能な開発目標）に対する関心の高まり**

農業・農村に関わる政府の方針

食料・農業・農村基本計画

- ・ 食料自給率の向上と食料安全保障の確立、農業生産基盤整備の効率的な推進、事前防災の推進、災害対応体制の強化、農業水利施設の耐震化、ため池の適正な維持管理

国土強靭化基本計画

- ・ ハード対策とソフト対策を組合せた防災・減災対策強化、地域コミュニティ等による地域資源の保全管理

経済財政運営と改革の基本方針

- ・ インフラ老朽化対策の加速、ため池の整備、利水ダムを含む既存ダムの洪水調節機能の強化、国土強靭化の取組の加速化・深化、農林水産業を成長産業にするため、土地改良事業を推進

成長戦略フォローアップ

- ・ 農地の大区画化や汎用化など農業競争力の強化、ため池や農業水利施設等の強靭化対策、スマート農業の推進

農業・農村が目指すべき姿

- 人口減少下で持続的に発展する農業
- 多様な人々が住み続けられる農村

新しい時代が到来する中での土地改良事業

- **コロナの時代の「新たな日常」の実現**
 - ・ デジタル化・オンライン化の推進
 - ・ 一局集中の是正、地方移住の機運増加を踏まえた田園回帰や関係人口の創出・拡大
- **Society5.0※の実現**
 - ・ 農業のデジタルトランスフォーメーション（デジタル技術の活用による農業の変革）の推進
 - ・ スマート農業の加速化
- **SDGs（持続可能な開発目標）への貢献**
 - ・ SDGsの達成への貢献を通じた国民理解の醸成
 - ・ 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーション（技術革新）で実現させる「みどりの食料システム戦略」の推進

土地改良事業の推進に当たり踏まえるべき事項

- **中山間地域を含めた農村地域におけるスマート農業の実装**
 - ・ スマート農業に対応した基盤整備
 - ・ 施設の保全管理の省力化・高度化
- **少子高齢化・人口減少への対応**
 - ・ 農作業の省力化
 - ・ 農業水利施設のストック（量と規模）適正化
- **農業・農村の多様性への配慮**
 - ・ 多様な地域条件、営農形態、輸出を含む国内外の需要に応じた事業の推進
 - ・ 開かれた農村協働力の拡大
- **防災・減災対策の強化**
 - ・ ハード、ソフト対策による事前防災の徹底
 - ・ 農地、農業水利施設を活用した「流域治水」の取組の推進
- **気候変動、SDGsなど地球規模の課題への対応**
 - ・ 気候変動への対応強化
 - ・ SDGsの達成に資する取組の推進

政策課題 1 :

産業政策の視点

生産基盤の強化による農業の成長産業化

担い手への農地の集積・集約化、スマート農業の推進による生産コスト削減を通じた農業競争力の強化【政策目標 1】

- ・ 担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を図る農地の大区画化等の基盤整備の推進
- ・ 水田の大区画化、畑地・樹園地の区画整理や緩傾斜化等、自動走行農機・水需要の多様化に対応可能なICT（情報通信技術）水管理等によるスマート農業の推進

高収益作物への転換、産地形成を通じた産地収益力の強化【政策目標 2】

- ・ 水田の汎用化や畑地化を推進し、野菜や果樹などの高収益作物に転換するとともに、関連施策と連携した輸出の促進。

農村協働力

農業用水の利用・管理等を通じて形成され、農村の潜在力を高めるもの

政策課題 2 :

地域政策の視点

多様な人が住み続けられる農村の振興

所得と雇用機会の確保、農村に人が住み続けるための条件整備、農村を支える新たな動きや活力の創出【政策目標 3】

- ・ 中山間地域等の地域の特色を活かした基盤整備と生産・販売施設等の整備との一体的推進、施設等の整備を通じた省力化により多様な働き方を実現する農村の働き方改革の推進
- ・ 農業集落排水施設の省エネルギー化、集落道の強靭化、情報通信環境の整備等、農村の生活インフラを確保することにより、リモートワークや農泊などによる田園回帰や関係人口の創出・拡大の促進
- ・ 農業・農村を支える土地改良区等の多様な人材の参画による組織運営体制の強化

政策課題 3 : 農業・農村の強靭化

両政策を支える視点

頻発化・激甚化する災害に対応した排水施設整備・ため池対策や流域治水の取組等による農業・農村の強靭化【政策目標 4】

- ・ 防災重点農業用ため池に係る劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、防災工事の集中的かつ計画的な推進
- ・ 農業水利施設の耐震対策、排水機場の整備・改修及び既存ダムの洪水調節機能強化、水田の活用（田んぼダム）による流域治水の推進

ICTなどの新技術を活用した農業水利施設の戦略的保全管理と柔軟な水管理の推進【政策目標 5】

- ・ ロボットやICT等も活用した施設の計画的かつ効率的な補修・更新等による戦略的な保全管理の徹底、柔軟な水管理を可能とする整備等の推進

大規模自然災害への対応

1. 東日本大震災からの復旧・復興
2. 大規模自然災害への備え

計画の円滑かつ効率的な実施に当たって必要な事項（横断的事項）

1. 土地改良区の運営体制の強化
2. 関連施策や関係団体との連携強化
3. 技術開発の促進と普及、スマート農業への対応
4. 人材の育成
5. 入札契約の透明性、公平性及び競争性の向上と品質確保の促進
6. 国民の理解促進

農業用ため池に係る防災・減災対策について

I 農業用ため池の概要とこれまでの経緯

1 農業用ため池の概要

ため池は、降水量が少なく、河川から農業用水を確保できない地域において、水を貯え取水できるよう、人工的に造成された池のことで、全国に約 16 万箇所存在し、特に西日本に分布している。

その多くは江戸時代以前に築造され、試行錯誤を繰り返して得られた経験のもとに造成されたものと推測されている。

2 これまでの経緯

年月	内容		
平成 23 年 3 月	東日本大震災において、ため池の決壊により人的被害発生（福島県）		
平成 29 年 3 月	ため池の決壊により、下流の家や公共施設に甚大な被害を及ぼす一定規模以上を防災重点ため池として選定 全国で約 1 万 1 千箇所、本県 43 箇所		
平成 30 年 7 月	西日本豪雨災害において、多くのため池で決壊等が発生		
令和元年 5 月	国が防災重点ため池の選定基準を見直し再選定		
		全国	岩手県
	農業用ため池	約 16 万箇所	1,925 箇所
	うち防災重点ため池	約 6 万箇所	898 箇所
令和元年 7 月	ため池の適正管理と決壊による被害の未然防止を図るため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」施行		
令和 2 年 10 月	ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」施行		

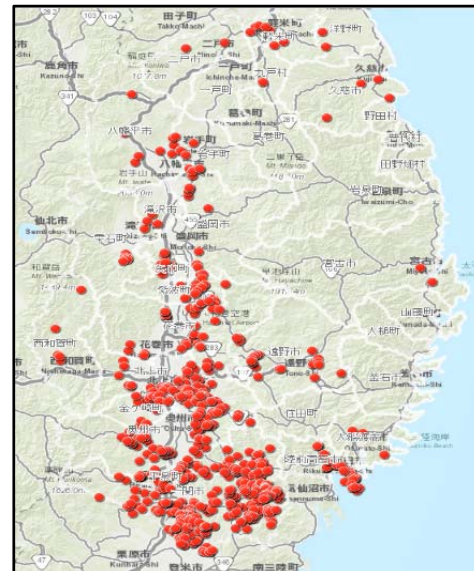
3 本県における農業用ため池等の状況

本県の農業用ため池の約 9 割、防災重点ため池の約 8 割は県南地域に存在する。

〔農業用ため池及び防災重点ため池の状況〕

地域	農業用ため池（※1）		防災重点ため池（※2）	
	箇所数	%	箇所数	%
県央	138	7.2	102	11.4
県南	1,688	87.7	716	79.7
県北	29	1.5	18	2.0
沿岸	70	3.6	62	6.9
総数	1,925		898	

〔防災重点ため池の分布状況〕



※1 農業用ため池：受益面積0.5ha以上又は貯水量が1千m³以上のもの
 ※2 防災重点ため池：①ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
 ②ため池から100m以上～500m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000m³以上のもの
 ③ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000m³以上のもの

4 本県における農業用ため池の防災・減災対策の取組み

(1) 国は、平成 30 年 7 月豪雨等を踏まえたため池対策の進め方について、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策を 3 年間（H30～R2）で集中的に実施することとした（防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策）

⇒ ハード対策は、ため池所有者等との調整及び事業計画策定等に時間を要することから、ソフト対策（ハザードマップ作成）を優先的に進めているところ。

(2) 本県における、緊急対策期間（H30～R2）の対策は以下のとおり。

ア 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策（ソフト対策）

- ①ため池マップの作成・公表 ②緊急連絡体制の整備 ③浸水想定区域図の作成・周知
- ④ハザードマップの作成 ※①～③はR2.3月末までに全ての防災重点ため池で実施済み

〔ハザードマップの実施状況（R3.3月まで）〕

	R1 まで	R2(見込み)	計	R3 以降(見込み)	合計
ハザードマップ作成数	115	166	281	617	898

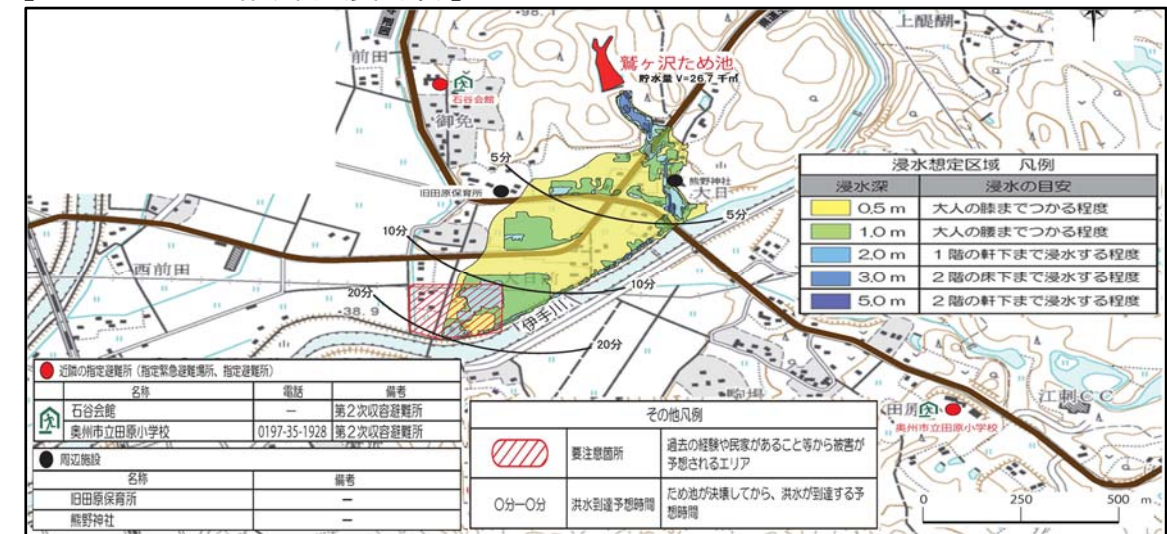
イ 施設機能の適切な維持、補強に向けた対策（ハード対策）

- ①耐震・豪雨診断の実施 ②補強対策工事の実施 ③利用していないため池の廃止

〔耐震・豪雨診断、対策工事等の実施状況（R3.3月まで）〕

	R1 まで	R2(見込み)	計	R3 以降(見込み)
①耐震・豪雨診断	56	29	85	770
②対策工事着手	8	2	10	①の結果により実施
③廃止工事完了	1	1	2	15

〔ハザードマップ作成例（奥州市）〕



II 農業用ため池に関する法律

1 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（令和元年 7 月 1 日施行）

地震や豪雨により農業用ため池の被災が多発している状況、離農や高齢化で管理体制が脆弱化していることを踏まえ、ため池の適正管理と決壊による被害の未然防止を図るもの。

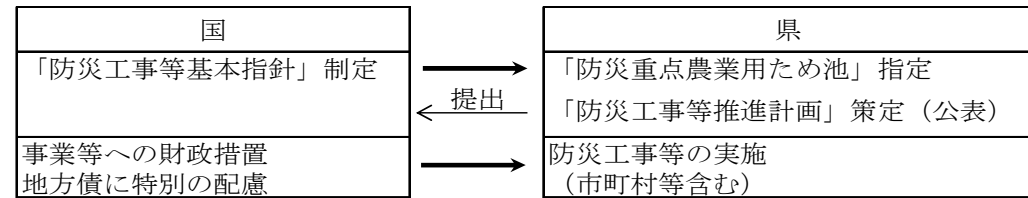
- (1) 所有者等による県への届出を義務付け、適正管理の努力義務とした。
- (2) 県は、決壊した場合に周辺地域へ被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を「特定農業用ため池」として指定。また、形状変更行為を制限（許可制）。
- (3) 所有者等による防災工事（改良・廃止）の県への計画届出。

※ 特定農業用ため池とは、防災重点ため池のうち、国、地方公共団体の所有を除いたため池

2 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年10月1日施行）

(1) 概要

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれがある防災重点農業用ため池を指定したうえで、ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るもの。



(2) 本県における防災重点農業用ため池の指定

防災重点ため池 898 箇所のうち、国が行政財産として所有し、自ら防災工事等を実施するもの等を除いた 870 箇所程度を指定する予定。

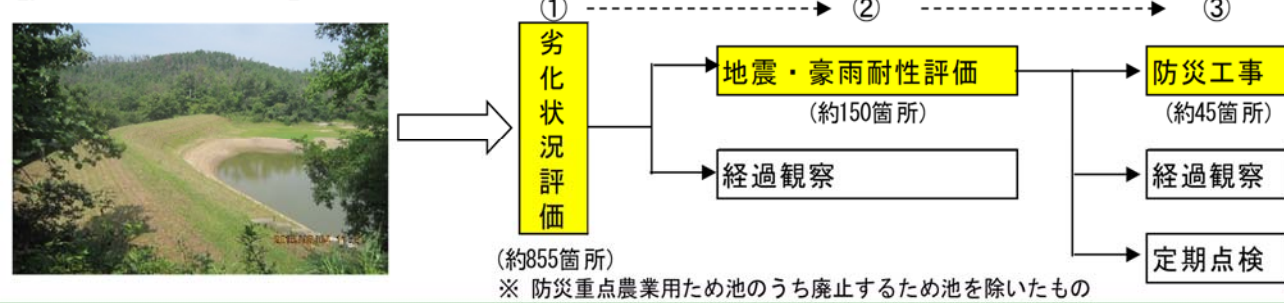
Ⅲ 岩手県防災工事等推進計画（R3～R12）（案）

【防災工事等の推進に関する基本的方針】

○ 岩手県における農業用ため池の概要

- (1) 防災重点農業用ため池の約半数が個人所有であり、農業者の減少や高齢化等により、適正な管理が困難なため池の増加が懸念されている。
- (2) このため、ハザードマップ作成等のソフト対策を優先的に進めるとともに、本計画により、ため池が決壊した場合の影響度を考慮し、計画的に防災工事等の推進を図る。

【防災工事等の進め方】



1 劣化状況評価の実施に関する事項

- (1) 劣化状況評価の推進計画
R10 年度までに全ての防災重点農業用ため池（廃止ため池を除く）の評価を行う予定
- (2) 経過観察
評価の結果、防災工事等は不要だが、変状等が認められたため池の経過観察（1回/年、市町村等）
- (3) 定期点検
定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握（1回/年、所有者及び管理者）

2 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

- (1) 地震・豪雨耐性評価の推進計画
R12 年度までに約 150 箇所程度の評価を行う予定
- (2) 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件（知事特認）
建物や避難路が、防災重点農業用ため池の決壊による浸水区域にあるものとする。

【劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価の実施例】



3 防災工事の実施に関する事項

- (1) 防災工事（廃止工事除く）の推進計画
R12 年度までに約 45 箇所程度の防災工事着手する予定
- (2) 廃止工事の推進計画
R12 年度までに約 15 箇所程度の廃止工事を実施する予定

【防災工事の実施例】



4 防災工事等の実施にあたって配慮すべき事項

- (1) 文化財保護担当部局との調整
- (2) 環境担当部局との調整
- (3) 上水道担当部局との調整
- (4) その他（堤体等が道路・公園等として利用されている場合、県又は市町村関係部局と協議）

5 市町村との役割分担及び連携に関する事項

- (1) 防災工事等の実施主体
県：劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、防災工事（廃止工事除く）
市町村：防災工事、廃止工事
- (2) 技術指導の内容
「農業用ため池対策チーム」（令和元年度設置：県、岩手県土地改良事業団体連合会、一般社団法人土地改良設計協会）により検討及び助言等を行う。また、対策チーム及び市町村等への技術的支援を行う「ため池サポートセンター」設置
- (3) 技術共有及び連携の方法
対策チーム及びサポートセンター、市町村等が相互に連携し、情報共有を図りながら防災工事等を計画的に推進

6 その他防災工事等の推進に必要な事項

- (1) 応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置の実施
- (2) ICT等の先端技術の導入等による管理・監視体制の強化

※ 防災工事等推進計画は、劣化状況評価等の進捗状況により、毎年見直しを行う